## 令和6年度報酬改定資料(指定特定(障害児)相談支援事業所編)

# 令和6年度報酬改定 に関する概要について

世田谷区役所 障害福祉部 障害施策推進課

# はじめに

- ▶本資料本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、世田谷区内の指定特定(障害児)相談支援事業者に向けて、指定特定(障害児)相談支援の報酬改定に係る主な改定事項をまとめて作成した資料です。
- ▶は、主に「令和6年2月6日開催 第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- ▶本資料は、令和6年2月時点作成のものです。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。
- 各ページにタイトルに記載のページ数は「令和6年2月6日開催 第45回 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料2」のページ数です。

## 報酬改定に関する届出について

- →報酬改定に関する変更届出書の提出期限(予定)○ 令和6年4月15日(月曜日)
- ■変更届出書の各種様式や記載方法その他詳細につきましては、下記区ホームページに掲載予定です。

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00038612.html

## 1. 基本報酬の見直し (P63~64)

機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)(II)(II)の算定について、下記要件が追加される。

- ・協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取 組を実施していること。
- ・基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ※経過措置として、令和5年度まで機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所 においては、令和7年3月31日までの間は、上記要件を満たしているものとみなす。

また、複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型(継続)サービス利用支援費を算定できる場合の要件として、下記内容も対象に加える。

・地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協 議会に定期的に参画していること。

## 2. 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し① (P64~65)

#### 【主任相談支援専門員配置加算の拡充】

・地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援 専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実

している場合、更に評価する。

- イ 主任相談支援専門員配置加算(I) 300単位/月
- ※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、 当該事業所の 従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助 言を実施している場合に加算する。
- □ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100単位/月
  - ※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

2. 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し② (P64~65)

【地域体制強化共同支援加算の見直し】

・算定要件について、現行の内容に加えて下記<u>下線部の</u>内容を追加する。 なお、単位数は現行から変更なし。

[令和7年度報酬改定による見直し後] (算定要件)

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

【単位数:2000単位/月】

## 3. 適切な相談支援の実施(P66)

- ①市町村ごとのセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。
- ②今後、自治体による障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における 対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- ③ モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が 著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。
  - ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化 する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
  - ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
  - ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により 発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

## 4. 医療等の他機関連携のための加算の見直し① (P66~69)

#### 【医療・保育・教育機関等連携加算の拡充】

- モニタリング時においても 算定を可能とする。
- ・利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を 情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定 を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

[令和7年度報酬改定による見直し後]

医療・保育・教育機関等連携加算 300単位/月(①-I、②) 200単位/月(①-I) 150単位/月(③)

- ※」指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①~③のいずれかの業務を行った場合に加算
- ① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以 下を行った場合
  - I指定サービス利用支援
  - Ⅱ指定継続サービス利用支援
- ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)
- ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。)

## 4. 医療等の他機関連携のための加算の見直し② (P66~69)

#### 【集中支援加算の拡充】

・利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害 者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設 けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

#### [令和7年度報酬改定による見直し後]

集中支援加算 300単位/月(①~④) 150単位/月(⑤)

- ※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①~ ⑤のいずれかの業務を行った場合に加算
- ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回 以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ 電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の 居宅等を訪問し、面接することを要する。)
- ② · ③ (略)
- ④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心 身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、 同一の病院等については月1回を限度とする。)
- ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する 必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関 の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。)

## 4. 医療等の他機関連携のための加算の見直し③ (P66~69)

#### 【入院時情報連携加算の拡充】

・関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を 踏まえ、単位数を引き 上げる。

#### [令和7年度報酬改定による見直し後]

- イ 入院時情報連携加算(I) 300単位/月
- □入院時情報連携加算(Ⅱ) 150単位/月

#### 【退院・退所加算の拡充】

・関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を 踏まえ、単位数を引き 上げる。

#### [令和7年度報酬改定による見直し後]

退院・退所加算 300単位/月

## 4. 医療等の他機関連携のための加算の見直し④ (P66~69)

【居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充》】

・関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を 踏まえ、単位数を引き 上げる。

- <計画相談> 居宅介護支援事業所等連携加算 300単位/月(①、②) 150単位/月(③)
- <障害児相談> 保育・教育等移行支援加算 300単位/月(①、②) 150単位/月(③)
- ※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対 し、次の①~
  - ③のいずれかの業務を行った場合に加算
  - ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接 する場合<u>(テレビ電)</u> 話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、 面接することを要する。)
  - ② (略)
  - ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合(単位数の変更のみ)

- 5. 医療との連携のための仕組み (P69)
- 6. 高い専門性が求められる者の支援体制(医療的ケア関係)①(P69~71)
- 5. 医療との連携のための仕組み
  - ・支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意 を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる 旨、周知する。
- 6. 高い専門性が求められる者の支援体制 (医療的ケア関係)

【要医療児者支援体制加算の見直し】

・新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害 児者等に対して相談支援を行っている 事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

- イ 要医療児者支援体制加算(I) 60単位/月
  - ※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。
- □ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30単位/月
  - ※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を 事業所に配置した上 で、その旨を公表している場合に加算する。

6. 高い専門性が求められる者の支援体制(医療的ケア関係)②(P69~71)

#### 【行動障害支援体制加算の見直し】

新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害 児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

- イ 行動障害支援体制加算(I) 60単位/月
  - ※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した 上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者(障 害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者)に対して現に指定計画 相談支援を行っている場合に加算する。
  - □ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位/月
    - ※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した 上で、その旨を公表している場合に加算する。

6. 高い専門性が求められる者の支援体制 (医療的ケア関係) ③ (P69~71)

#### 【精神障害者支援体制加算の見直し】

新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害 児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

- イ精神障害者支援体制加算(I) 60単位/月
  - ※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。
  - ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援 技法等に関する研 修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上 で、その旨を公表している場合。
  - ・利用者が通院する病院等における看護師(精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。)又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。
  - □ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30単位/月
    - ※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技 法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### 7. 相談支援に従事する人材の確保 (P71)

- ・下記①②を両方満たす場合は、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタ リングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。
- ①機能強化型の基本報酬を算定している。
- ②主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている。

#### 【各種加算の見直し】

- 〇下記の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電 話装置等による面談の場合も算定可能とする。(ただし、月1回は対面による訪問を要件とする)
  - ※単位数の変更は無し。
  - ・初回加算(契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合)
  - 集中支援加算(計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合)
  - ・居宅介護支援事業所等連携加算(月2回以上居宅訪問した場合)
  - 保育・教育等移行支援加算(月2回以上居宅訪問した場合)

#### [令和7年度報酬改定による見直し後] ※上記全加算共通

#### (算定要件)

- ・新規にサービス等利用計画を作成する場合
- ※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

9. 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進 (P73)

- 〇 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最 善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者 会議の実施を進めることを求める。
- 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項①【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】(P8~18)

#### ①地域生活支援拠点等の機能の充実

・障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

【地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】】

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算 を創設する。

[地域生活支援拠点等機能強化加算] 500単位/月 算定要件は次ページ記載 10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項②【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】 (P8~18)

[地域生活支援拠点等機能強化加算算定要件]

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は (II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービス を一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、 情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は
  (Ⅱ)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数
  の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合
- ※ 配置されたコーディネーター 1 人当たり、本加算の算定人数の上限を 1 月当たり合計100回までと する。
- ※ 上記内容は計画相談支援、障害児相談支援共通。

- 10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項③【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】 (P8~18)
  - ② 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

【高次脳機能障害支援体制加算【新設】】

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価 する。

[高次脳機能障害支援体制加算算定要件]

- /イ 高次脳機能障害支援体制加算(I) 60単位/日 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その 旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対 して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。
- □ 高次脳機能障害支援体制加算(II) 30単位/日 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その 旨を公表している場合に加算する。
  - ※ 上記内容は計画相談支援、障害児相談支援共通。

- 10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項④【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】 (P8~18)
  - ③ 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

#### 【業務継続計画未策定減算【新設】】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。 「業務継続計画未策定減算要件」

以下の基準に適応していない場合、所定単位数の1%を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を 継続的に実施する ための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(業務継続計画)を策定す ること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※計画相談支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

- 10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑤【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】 (P8~18)
  - ④ 情報公表未報告の事業所への対応

【情報公表未報告減算【新設】】

- ・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る 観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する 減算を新設する。
- ・また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新 に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。 「情報公表未報告減算要件」

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所 定単位数の5%を減算する。 10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑥【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】 (P8~18)

#### ⑤ その他関連事項

#### 〇障害者虐待防止の推進

- ・ 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ・指定基準の解釈通知において、虐待防止委員会(身体拘束適正化委員会を含む。)において、外部の第三 者や専門家の活用に努めることや、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の 実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

#### ○個別支援計画の共有

・指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定(障害児)相談支援 事業所にも交付しなければならないこととする。 10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項⑦【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】 (P8~18)

#### O人員基準における両立支援への配慮等

- ・障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、 各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、見直しを行う。
- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

## 10. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項® 【指定特定(障害児)相談支援 事業所関連部分のみ抜粋】 (P8~18)

#### ○障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

- ・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ・管理者について、下記のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、 テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
- ① 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ②事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること
- ③利用者の処遇に支障が生じないこと。
- ・障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申 請関連文書、報酬請求関連文書等について、 令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。